

# 小作争議調査表

No. 36

(昭和 年 月 分)

場 所	沼羽郡吉井町大字竹重
	發生 昭和七年十二月二十八日 昭和八年一月十三日
關係人員	地主 吉井竹重 小作人 西見作太郎 釘十三
地主關係團體	小作人 日農九州同盟會
原因	生業不振、農作振興土木多量の遂行に終り、吉井町は及六、百内にて買収したるに不拘、小作人に対し何れかの恩恵は不都合と云ふ、耕作料と湛水也。
要 求 事 項	耕作料及六、二百内要求
經 過	前記折衝中、局は工事準備にかりたる為め、日農九州同盟會小作人指導部と交渉、交渉は小作人全部に同し、工事不可施行とし、人、状況に至りたる為め、近作所打ち例に倣ひ、(湛水金)を用い、下記条件にて解決
結 果	一、及六、百内の耕作料は従来より二割程に依り、稲作、稲作湛水の不便其他必要以外、使用、湛水の指當と見稱、及六、百内、五、百内の指當金を後年、云々

財團協調會福岡出張所

備考
